

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業

入札説明書

平成 27 年 2 月 25 日

川 崎 市

目 次

1	入札説明書の定義	1
2	本事業の概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業に供される公共施設等の種類	2
(3)	公共施設等の管理者等の名称	2
(4)	事業目的	2
(5)	公共施設等の立地条件及び規模	2
(6)	事業範囲	3
(7)	市が実施する事業の範囲	4
(8)	事業方式	5
(9)	事業期間	5
(10)	事業スケジュール（予定）	5
(11)	事業期間終了後の措置	5
(12)	事業者の収入に関する事項	5
(13)	事業に必要な根拠法令等	6
(14)	個人情報の保護について	6
3	入札参加に関する条件	7
(1)	入札参加者が備えるべき資格	7
(2)	構成企業の制限	9
(3)	参加資格の確認等	10
(4)	入札に係る留意事項等	11
(5)	予定価格	12
4	落札者決定の方法及び手順	13
(1)	落札者決定の方法	13
(2)	選定の手順及びスケジュール	13
(3)	募集及び選定手続等	13
5	落札者の決定	23

(1) 審査委員会の設置	23
(2) 審査手順	23
(3) 提案内容に関するヒアリング等の実施	24
(4) 落札者の決定・公表	24
(5) 審査結果の通知及び公表	24
(6) 落札者を選定しない場合	24
6 契約に関する事項	25
(1) 基本協定の概要	25
(2) 特別目的会社の設立等	25
(3) 仮契約の締結	25
(4) その他	25
7 事業実施に関する事項	27
(1) サービス購入料の支払い	27
(2) 保険	27
(3) 市と事業者の責任分担に関する考え方	27
(4) 土地、給食センターの使用等	28
(5) 誠実な業務遂行義務	28
(6) 業務の委託等	28
(7) 資格者の配置	28
(8) モニタリング	28
(9) 法制上及び税制上の措置に関する事項	28
(10) 財政上及び金融上の支援に関する事項	28
(11) その他事業実施に際して必要な事項	29
8 提出書類	30
(1) 説明会等に参加する際の提出書類	30
(2) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類	30
(3) 資格審査時の提出書類	30
(4) 資格審査通過後に参加を辞退する場合の提出書類	31
(5) 入札時の提出書類	31
9 その他	34

(1) 情報の提供	34
(2) 苦情申立て	34
(3) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用	34
(4) 問合せ先	34
10 Summary	35
(1) Nature and quantity of services to be tendered:	35
(2) Time-limit for tender	35
(3) Contact point for the notice:	35

添付資料等

- 別紙 1 提案価格算定の前提とする将来提供給食数等について
- 別紙 2 学校の現地確認の実施について
- 別紙 3 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業(WTO案件)に係る入札参加資格
審査申請(業者登録)について

別添書類

- 別添書類 1 要求水準書
- 別添書類 2 事業契約書(案)
- 別添書類 3 基本協定書(案)
- 別添書類 4 落札者決定基準
- 別添書類 5 様式集

(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業(以下「本事業」という。)に関する実施に関する入札説明書(以下「入札説明書」という。)では、以下のように用語を定義する。

- 【PFI法】 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
- 【PFI事業】 : PFI法に基づく事業をいう。
- 【公共施設等の管理者】: 本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公的主体をいう。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
- 【入札参加者】 : 施設の設計、建設、維持管理及び運営の能力を有し、本事業に参加する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成員】 : 入札参加者のうち特別目的会社に出資し、事業者から直接業務を受託する者をいう。
- 【協力企業】 : 入札参加者のうち構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。(特別目的会社への出資を行う場合は、構成員となる。)
- 【資格審査通過者】: 参加表明のあった入札参加者のうち、資格審査を通過した入札参加者をいう。
- 【落札者】 : 審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- 【特別目的会社】 : 本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。SPC(Special Purpose Company)ともいう。
- 【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付書類をいう。
- 【入札説明書等】 : 入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集等をいう。
- 【事業提案書】 : 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
- 【学校】 : 給食を配送する中学校をいう。
- 【本施設】 : 本事業で、事業者が事業用地において設計、建設等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置付けるものとする。
- 【配膳室等】 : 給食を受け入れるために学校に設置される施設及び配送車両の進入路その他の受入れに係る施設の総称をいう。
- 【サービス購入料】: 本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務(以下「本件整備・運営業務」という。)に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の設計・建設業務に係る費用、開業準備業務に係る費用及び維持管理・運営業務に係る費用で構成される。
- 【市ホームページ】: 本事業に関するホームページをいう。ホームページアドレスは、9(4)に示す。

1 入札説明書の定義

この入札説明書は、川崎市（以下「市」という。）が、P F I法に基づき、平成27年2月12日に特定事業として選定した（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業に係る総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を実施するに当たり、本事業の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）を対象に交付するものである。

本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（W T O政府調達協定）の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

本事業の基本的な考え方については、平成26年11月7日に公表した実施方針、平成26年11月25日に公表した要求水準書案、平成27年1月20日に公表した実施方針修正案と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針と実施方針修正案に関する質問回答、意見及び要求水準書案に関する質問回答、意見を反映している。従って、入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出することとする。

また、別添書類の（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）、（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業 事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）、（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）、（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業 様式集（以下「様式集」という。）は、この入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問・意見に対する回答、実施方針修正案及び実施方針修正案に関する意見に対する回答、要求水準書（案）（平成26年11月25日公表）及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・意見に対する回答、実施方針修正案及び実施方針修正案に関する意見に対する回答、要求水準書（案）（平成26年11月25日公表）及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答によることとする。

2 本事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場

(3) 公共施設等の管理者等の名称

川崎市長 福田 紀彦

(4) 事業目的

本市では、平成 25 年 11 月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を策定し、中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡協議会等で検討を重ね、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施することを目的とした「川崎市立中学校完全給食実施方針」を平成 26 年 10 月に策定した。その後、民間事業者の意見を踏まえ、平成 27 年 1 月にスケジュールの見直しを行い、平成 27 年 1 月に「川崎市立中学校完全給食実施方針（修正版）」を策定した。

また、中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実させていく方針である。

以上を踏まえ、本事業は、(仮称) 川崎市南部学校給食センターに係る設計・建設・維持管理・運營業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減、財政負担の平準化等を図るため、PFI 手法を用いて整備することを目的とする。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 立地に関する事項

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (ア) 事業用地 | 川崎市幸区南幸町 3 丁目 149 番 2 (南部市場北側用地) |
| (イ) 敷地面積 | 8,704.60 m ² |
| (ウ) 用途地域 | 近隣商業地域 |
| (エ) 建ぺい率 | 80% |
| (オ) 容積率 | 200% |

イ 本施設の概要

本施設は、主に川崎区、幸区、高津区及び宮前区に立地する市立中学校への給食を提供する、1 日当たりの最大食数 15,000 食（うち 150 食はアレルギー対応食）の供給能力を有する共同調理場とする。また、本施設は、文部科学省が示す学校給食衛生管理基準及び厚生労働省が示す大量調理施設衛生管理マニュアル等に準拠

したものとする。

(6) 事業範囲

事業者が、P F I 法に基づき、給食センター等を設計、建設、維持管理、運営等の業務を遂行することを本事業の範囲とし、事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容については、入札説明書のほか、要求水準書、事業契約書（案）等を参照のこと。

ア 給食センターの設計及び建設に関する業務

- ・ 事前調査業務及びその関連業務
- ・ 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務
- ・ 事業用地内の地中埋設物撤去等業務
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 調理設備調達・搬入設置業務
- ・ 運営備品等調達業務（ただし食缶等を除く）
- ・ 配送車両調達業務
- ・ 周辺家屋影響調査・対策業務（電波障害対応、近隣対応等を含む。）
- ・ 工事監理業務
- ・ 施設所有権移転業務
- ・ 交付金申請支援業務
- ・ 上記に伴う各種申請等業務

イ 開業準備業務

ウ 給食センターの維持管理に関する業務

- ・ 建築物維持管理業務
- ・ 建築設備維持管理業務
- ・ 附帯施設維持管理業務
- ・ 調理設備維持管理業務
- ・ 食器食缶等維持管理業務
- ・ 施設備品等維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務

エ 給食センターの運営に関する業務

- ・ 日常の検収業務
- ・ 給食調理業務
- ・ 洗浄業務

- ・配送・回収業務
- ・残渣等処理業務
- ・運営備品等更新業務（ただし食缶等を除く）
- ・配送車両維持管理業務
- ・献立作成支援業務
- ・食育支援業務
- ・その他運営業務の関連業務

注) 本事業の事業期間において、施設・設備に関する大規模修繕については、原則として想定しない。なお、大規模修繕の定義等の詳細については、要求水準書にて示す。

(7) 市が実施する事業の範囲

本業務における市の業務範囲は次のとおりである。

ア 設計及び建設に関する業務

- ・提出書類・進捗状況等の確認等
- ・食器食缶等調達業務
- ・配膳室整備業務
- ・配膳業務に伴う備品類の調達業務

イ 維持管理に関する業務

- ・大規模修繕業務
- ・食器食缶等の更新業務
- ・配膳室及び配膳業務に伴う備品の維持管理業務

ウ 運営に関する業務

- ・献立作成・栄養管理業務
- ・食材調達業務
- ・食材検収業務
- ・食育業務
- ・食数調整業務
- ・配膳業務
- ・広報業務（見学者対応を含む）
- ・給食費の徴収管理業務
- ・配送校の調整業務
- ・配膳室維持管理業務

(8) 事業方式

本事業は、事業者が本施設の設計及び建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、平成 27 年 10 月から平成 44 年 3 月までの、約 16 年 6 箇月（設計・建設期間 1 年 8 箇月、開業準備期間 3 箇月、維持管理・運営期間 14 年 7 箇月）とする。

(10) 事業スケジュール（予定）

本事業における事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

ア 事業契約の締結	平成27年10月
イ 設計・建設期間	平成27年10月から平成29年5月まで
ウ 開業準備期間	平成29年6月から同年8月まで
エ 供用開始年月日	平成29年9月1日
オ 維持管理・運営期間	供用開始から平成44年3月まで

(11) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後は、平成 44 年 4 月より市又は新たな維持管理・運営受託者が給食センターの維持管理・運營業務を引き継ぐものとする。そのため、事業者は、かかる業務の継続に必要な引継業務を行うとともに、終了時の給食センターの状態について市の確認を受けるものとする。

なお、事業期間終了時における要求水準については、要求水準書を参照のこと。

(12) 事業者の収入に関する事項

市は、本件整備・運營業務に関する費用として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

詳細については、事業契約書（案）を参照のこと。

ア 設計・建設の対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、本施設の設計、建設等の施設整備に要する費用に相当する対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該施設整備費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額を設計・建設期間終了後速やかに支払い、その残額を維持管理・運営期間中において均等に支払うものとする。

イ 維持管理・運営費に相当する対価

市は、事業契約に基づき、本施設が事業者から市に引渡された日から運営開始日までの間（開業準備期間）に、事業者が実施する本施設の開業準備に要する費用に相当する対価を支払うものとする。また、運営開始日から事業期間終了日までの間（維持管理・運営期間）に維持管理・運営業務に要する費用に相当する対価を支払うものとする。

なお、維持管理・運営期間中に支払う対価は、固定対価と変動対価に分け、固定対価には、施設・設備の保守管理、清掃、警備及び備品調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費、光熱水費等が含まれ、変動対価には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している。

ウ 留意事項

本施設を活用し、将来的に「食べる機能に配慮した食事の提供」を行う可能性がある。本事業においては、本施設内に「食べる機能に配慮した食事の提供」を行うことのできるスペースの確保のみを要件とし、実際に食べる機能に配慮した食事を提供することになった場合の備品の調達、運営費の増加などは市の負担とする。

(13) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、P F I 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。)のほか、学校給食法、建築基準法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

詳細については、要求水準書を参照のこと。

(14) 個人情報の保護について

事業者は、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

3 入札参加に関する条件

(1) 入札参加者が備えるべき資格

ア 入札参加者の構成等

- (ア) 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、調理運営業務を行う者、配送業務を行う者、維持管理業務を行う者等により構成されるグループとする。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げないが、同一の者又はその者の子会社若しくは親会社が、建設業務を行う者と工事監理業務を行う者を兼ねることはできない（「子会社」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条に規定する子会社をいい、「親会社」とは、会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定にする親会社をいう。以下、同じ。）。
- (イ) 入札参加者のうち、「6 (2) 特別目的会社の設立等」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPC から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」、構成員以外の者で、SPC から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- (ロ) 入札参加者は、参加表明書提出時に構成員の中から「代表企業」を定め、必ず当該代表企業が入札手続を行うこと。なお、代表企業は、SPC の最大出資者であること。
- (ハ) 一のグループの構成員又は協力企業は、他のグループの構成員又は協力企業になることはできない。また、一のグループの構成員又は協力企業の子会社又は親会社は、他のグループの構成員又は協力企業として参加することはできない
- (ニ) 本事業へ参加したことをもって、現在市で実施方針を公表している（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業、（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業への参加が制限されることはない。ただし、本事業と全く同一のグループの構成で入札に参加する企業以外の企業については、（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業、（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業の入札参加表明時に本事業の入札に係る情報を本事業に参加するグループ外の企業に知らせていない旨を記載した誓約書の提出を求めることを想定している。詳細については、（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業、（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業が入札公告となった場合に、提示する。

イ 入札参加者の資格要件等

入札参加者は、参加表明書提出時に代表企業（川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則等第 28 号）による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が入札手続を行わなければならない。

入札に当たっては、入札参加者は、構成員及び協力企業の名称並びに携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、調理運營業務を行う者、維持管理業務を行う者等は、次の要件をそれぞれすべて満たすこと。

(7) 設計業務を行う者

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 市の平成 27・28 年度の業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。
- c 平成 15 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、公用施設等（P F I 法第 2 条に規定する公用施設及び公益的施設をいう。）の設計完了実績（元請けとして完成・引渡し完了した実績）を有していること。なお、この実績は、設計業務を行う者が複数の場合は、そのうちの 1 者が満たせば良いものとする。

(イ) 工事監理業務を行う者

上記(7) の設計業務を行う者と同等の要件を満たすこと。

(ウ) 建設業務を行う者

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 市の平成 27・28 年度工事請負有資格業者名簿において、業種「建築」の種目「一般建築」に登録されていること。
- c 平成 27・28 年度工事請負有資格申請時における経営規模等評価結果通知書・総合評定値一覧の「建築一式」の総合評価値が 880 点以上であること。

(イ) 調理業務を行う者

- a 市の平成 27・28 年度業務委託有資格業者名簿において、業種「給食調理業務」の種目「給食サービス」に登録されていること。
- b 平成 15 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に学校給食施設又は集団調理施設（同一メニューを 1 回 1,500 食以上又は 1 日 3,000 食以上を提供する調理施設をいう。）等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

(オ) 維持管理業務を行う者

市の平成 27・28 年度業務委託有資格業者名簿において、業種「施設維持管理」に登録されていること。

(カ) その他の業務を行う者

市の平成 27・28 年度業務委託有資格業者名簿の本事業において行う当該業務業種に登録されていること。該当する業種・種目が不明な場合は、あらかじめ川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室に確認すること。

※平成 27・28 年度川崎市工事請負有資格業者名簿又は業務委託有資格業者名簿に登録されていない者は、本事業の入札公告日の翌日から平成 27 年 3 月 11 日(水)までの間に財政局資産管理部契約課にて別紙 3 を添えて登録申請を完了させておくこと。登録手続の詳細は同課に問い合わせること。

(2) 構成企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者になれない。

ア 法人でない者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 参加表明書の受付締切日から入札提出書類（提案書）の提出締切日までの間に、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による市の指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者に限る。）を除く。）

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者に限る。）を除く。）

カ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

ク 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である法人

ケ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

(7) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われ

ている者

- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に
取り扱われている者
 - (ロ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、そ
の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経
過しない者
 - (ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴
力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経
過しない者
 - (ニ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が
(ア) から(エ) までのいずれかに該当するもの
- コ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影
響力がある法人
- サ 子会社又は親会社がエからコまでのいずれかに該当する法人
- シ 川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はそ
の企業の子会社若しくは親会社
- ス 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している三菱UFJリサーチ&コ
ンサルティング株式会社、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が本アド
バイザー業務の一部を委託している弁護士法人関西法律特許事務所及び株式会
社日立建設設計並びにこれらの企業の子会社及び親会社
- セ 川崎市契約規則第2条の規定に該当するもの

(3) 参加資格の確認等

- ア 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。
- イ 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加資格
確認基準日から開札日までの間に、「3(1) 入札参加者が備えるべき資格」及び「3
(2) 構成企業の制限」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、
当該入札参加者は、失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参
加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
- (ア) 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資
格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が
参加資格等を確認し、これを認めたとき。
 - (イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた
構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての競争参加資格等を満
たすことを市が認めたとき。
- ウ 開札日の翌日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業の
いずれかが、「3(1) 入札参加者が備えるべき資格」及び「3(2) 構成企業の制限」
に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は当該入札参加者を

落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(ア) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来たさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業が、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来たさないと市が判断したとき。

(4) 入札に係る留意事項等

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

免除する。

エ 提出書類の取り扱い

(ア) 返却の有無

入札参加者から提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、市は、本事業における公表時及び市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾があるときに限り、事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定に当たって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(エ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

(オ) 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

オ 市からの提示資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

カ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができないものとする。

キ 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は入札を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

ク 使用言語、単位及び時刻

入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(5) 予定価格

本事業の予定価格（見込額）は、次のとおりとする。

予定価格 金14,444,571,000円（消費税額及び地方消費税額を除いた額）

ただし、消費税額及び地方消費税額を加えた額は、金15,548,479,000円を超えないこと。

4 落札者決定の方法及び手順

(1) 落札者決定の方法

本事業は、設計・建設段階及び運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者
に効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事
業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのた
め、事業者の選定に当たっては、事業者の設計・建設・運営・維持管理能力及びサー
ビス対価の額等を総合的に評価することとし、事業者の募集及び選定の方法は、競争
性、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施
行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）を採用する。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。

スケジュール（予定）	内 容
平成 27 年 2 月 25 日	① 入札公告
平成 27 年 3 月 5 日	② 入札説明書等に関する説明会
平成 27 年 2 月 26 日～3 月 9 日	③ 入札説明書等に関する質問受付
平成 27 年 3 月 9～11 日	④ 学校の現地確認
平成 27 年 3 月 12 日	⑤ 事業用地の現地確認
平成 27 年 3 月 9～13 日	⑥ 現地確認を踏まえた入札説明書等に関する 質問受付
平成 27 年 3 月 26 日	⑦ 入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 27 年 3 月 30 日	⑧ 参加表明書の受付（資格確認申請書を含む）
平成 27 年 4 月 14 日	⑨ 資格審査結果の通知
平成 27 年 4 月中旬	⑩ 競争的対話の実施
平成 27 年 5 月 29 日	⑪ 入札提出書類（提案書）の受付
平成 27 年 7 月上旬	⑫ 落札者決定及び公表
平成 27 年 8 月上旬	⑬ 事業契約の仮契約の締結

(3) 募集及び選定手続等

ア 入札公告

市は、本事業の入札公告と同時に、市ホームページにおいて、入札説明書等を公
表する。

イ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

(7) 開催日時

平成 27 年 3 月 5 日（木） 午後 7 時から午後 8 時 30 分まで

(イ) 開催場所

川崎市川崎区宮本町 3 番地 3
川崎市役所第 4 庁舎 2 階ホール

(ウ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1 事業者につき 2 名以内とする。

(エ) 申込方法

「説明会参加申込書」（様式第 1－1 号）を E-mail 又は郵送で申し込むこと。
また、E-mail による場合は、件名に「説明会申込書」と表記すること。

なお、E-mail の場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該 E-mail の着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(オ) 申込先

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室
住所：〒210－0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
E-mail：88chukyu@city.kawasaki.jp

(カ) 申込期限

平成 27 年 3 月 3 日（火）午後 5 時まで（必着）

(キ) 留意事項

説明会当日は、入札説明書等は配付しないので、市ホームページからダウンロードして持参すること。また、会場には説明会用の駐車場を設けないため、公共交通機関等を利用すること。なお、説明会においては、市から入札説明書等についての説明だけを行い、質問・意見等は受け付けない。

ウ 学校の現地確認

希望者を対象に、以下のとおり、学校の現地確認を開催する。

(7) 開催日時

平成 27 年 3 月 9 日（月）から 3 月 11 日（水）

(イ) 開催場所

各配膳校

(ウ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名以内とする。

(エ) 申込方法

「現地確認参加申込書」(様式第1-2号)をE-mail又は郵送で申し込むこと。
また、E-mailによる場合は、件名に「現地確認申込書」と表記すること。

なお、E-mailの場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該E-mailの着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(オ) 申込先

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

E-mail：88chukyu@city.kawasaki.jp

(カ) 申込期限

平成27年3月6日(金) 午後5時まで(必着)

(キ) 留意事項

雨天決行を予定しているが、荒天の場合など見学会を開催できない場合は延期する。開催日当日荒天の場合には、「9(4) 問い合わせ先」に確認のこと。

学校への交通手段は各自で確保すること。なお、校内への自動車の乗り入れはできない。

エ 事業用地の現地確認

希望者を対象に、以下のとおり、事業用地の現地確認を開催する。

(7) 開催日時

平成27年3月12日(木) 午前10時から午前11時まで

(4) 開催場所

川崎市幸区南幸町3丁目149番2(南部市場北側用地)

(ウ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名以内とする。

(エ) 申込方法

「現地確認参加申込書」(様式第1-2号)をE-mail又は郵送で申し込むこと。
また、E-mailによる場合は、件名に「現地確認申込書」と表記すること。

なお、E-mailの場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該E-mailの着信確

認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(オ) 申込先

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

E-mail：88chukyu@city.kawasaki.jp

(カ) 申込期限

平成27年3月6日（金） 午後5時まで（必着）

(キ) 留意事項

雨天決行を予定しているが、荒天の場合など見学会を開催できない場合は延期する。開催日当日荒天の場合には、「9(4) 問い合わせ先」に確認のこと。

現地への交通手段は各自で確保すること。なお、事業用地内への自動車の乗り入れはできない。

当日は、市からの説明は行わない。また、質問・意見等は受け付けない。

オ 入札説明書等に関する質問及び意見の受付、回答の公表

入札説明書等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間

平成27年2月26日（木）から平成27年3月9日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、E-mail又は郵送（データをCD-Rに保存して添付）で提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、E-mailによる場合は、件名に「入札説明書質問」と表記すること。

なお、E-mailの場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該E-mailの着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(ウ) 提出先

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

E-mail：88chukyu@city.kawasaki.jp

(エ) 回答方法

質問及び意見に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、

質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページで公表する。なお、民間事業者等から提出のあった質問及び意見について、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

回答公表予定日：平成 27 年 3 月 26 日（木）

カ 現地確認を踏まえた入札説明書等に関する質問及び意見の受付、回答の公表

現地確認を踏まえた入札説明書等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

なお、この期間の質問回答は現地確認の結果生じた質問に限るものとし、現地確認の内容と関係のない入札説明書等に関する質問及び意見に対しては回答しないことがある。

(7) 受付期間

平成 27 年 3 月 10 日（火）から平成 27 年 3 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）

(イ) 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式第 2 号）に必要事項を記入の上、E-mail 又は郵送（データを CD-R に保存して添付）で提出すること（文書形式は Microsoft-Excel とする）。また、E-mail による場合は、件名に「入札説明書質問（現地確認後）」と表記すること。

なお、E-mail の場合は、送信後、速やかに開封確認等で当該 E-mail の着信確認を行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」とすること。

(ウ) 提出先

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

E-mail：88chukyu@city.kawasaki.jp

(イ) 回答方法

質問及び意見に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページで公表する。なお、民間事業者等から提出のあった質問及び意見について、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

回答公表予定日：平成 27 年 3 月 26 日（木）

キ 参加表明書及び資格審査書類の受付

入札参加者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（８（３）に定義する。以下同じ。）を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、８（３）資格審査時の提出書類を参考とし、様式集の提案書作成要領に従って提出すること。

(7) 受付期間

a 持参する場合

平成 27 年 3 月 30 日（月）午前 9 時から正午まで

b 郵送する場合

平成 27 年 3 月 27 日（金）午後 5 時までに必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参する場合には、事前に川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室に連絡すること。郵送で提出する場合は、任意の封筒に入れ封印し、封筒の表には「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業」と朱書きすること。

(ウ) 提出場所

a 持参する場合

明治安田生命川崎ビル 2 階第 3 会議室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

b 郵送する場合

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

ク 資格審査結果の通知等

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、入札参加者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を平成 27 年 4 月 14 日（火）までに入札参加者に対して郵送にて発送する。

なお、資格審査の結果、参加資格が無いと認められた入札参加者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

ケ 入札説明書等に関する競争的対話の実施

市は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、市の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、全ての資格審査通過者を対象に競争的対話を各グループ1回実施する。

対話では、入札説明書等に記載されている内容について対面方式で質問と回答を行うとともに、市は入札参加者に対し建物の配置計画の概要や考え方等を確認することを想定している。

実施に当たっては、事前に事業者から市に質問事項と「建物配置の基本的な考え方」を簡潔にまとめた資料（A4版1枚程度を想定）の提出を受けることを想定している。

日時、場所、質問事項及び資料の様式・提出方法等、詳細については、資格審査結果通知書の郵送にあわせて、資格審査通過者の代表企業に連絡する。

なお、競争的対話における各入札参加者からの質問に対する回答は、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市ホームページにおいて公表する。

コ 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、平成27年5月27日までに、参加辞退届（様式4-1）を川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室に提出すること。また、提出は代表企業が持参すること。

なお、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

サ 入札

資格審査通過者は次のとおり入札書及び事業提案書等を提出するものとする。なお、様式、作成要領については、様式集を参照すること。また、提出は代表企業が行うものとする。

(7) 受付期間

a 持参する場合

平成27年5月29日（金）午前9時から正午まで

b 郵送する場合

平成27年5月28日（木）午後5時までに必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参する場合は、事前

に川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室まで連絡すること。

a 持参する場合

「入札書」(様式5-1)は封筒に入れて、封印の上、提出すること。

また、「入札価格内訳書」(様式5-2)については、入札書とは別の封筒に入れて封印の上、「入札書」提出時に同時に提出すること。また、「入札条件及び要求水準に関する誓約書」(様式5-3)もあわせて提出すること。

封筒の封皮にそれぞれ代表企業の商号又は名称及び「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札書在中」、「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札価格内訳書在中」と朱書きして、上記(ア)に示す受付期間に、下記(ウ)に示す提出先に提出すること。

なお、代理人が入札書を提出する場合には、「委任状(入札時)」(様式5-4)を添付(入札書を入れた封筒に封入しないこと。)すること。また、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

事業提案書等については、一括して提出すること。

b 郵送する場合

二重封筒とし、「入札書」(様式5-1)及び「入札価格内訳書」(5-2)についてはそれぞれ別の中封筒に入れ、封印の上、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様にそれぞれ代表企業の商号又は名称等を朱書きし、外封筒の封皮には「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札書在中」と朱書きし、「入札条件及び要求水準に関する誓約書」(様式5-3)とあわせて郵送すること。

なお、代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状(入札時)」(様式5-4)を同封(入札書等を入れた中封筒に封入しないこと。)するか、開札日当日に持参すること。また、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

事業提案書等については、一括して下記(ウ)に示す提出先に郵送すること。

(ウ) 提出場所

a 持参する場合

明治安田生命川崎ビル2階第2会議室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

b 郵送する場合

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

(I) 提出に関する留意点等

入札参加者は、見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を抜いた金額を入札書に記載すること。

(オ) 入札に当たっての留意事項

a 一般的注意事項

- (a) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (b) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (c) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (d) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

b 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

- (a) 入札に参加する資格がない者による入札
- (b) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (c) 本事業について、2通以上の入札をした者による入札
- (d) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
- (e) 入札者の記名押印のない入札書又は押印制度のない国においては署名のない入札書による入札
- (f) 入札書中その要領が不明確な入札
- (g) 入札に関し不正の行為があった者による入札
- (h) 予定価格を超える価格で入札した者による入札
- (i) 入札価格内訳書の提出をしない者による入札
- (j) 提出書類に虚偽の記載をした者による入札
- (k) その他この入札説明書等で指定した以外の方法により入札をした者による入札

シ 開札

提出された入札書につき下記のとおり開札を行う。

(7) 開札日時

平成 27 年 5 月 29 日（金）午後 3 時

(イ) 開札場所

明治安田生命川崎ビル 2 階第 2 会議室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

(ウ) 留意事項

- a 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、本事業に直接関係しない市の職員を立ち合わせて行う。なお、立会いは、各入札参加者（グループ）につき 1 名とする。
- b 開札場所には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。
- c 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場所に入場することができない。
- d 入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして開札に立ち合わせる場合においては入札権限に関する「委任状（入札時）」（様式 5-4）を提出しなければならない。
- e 入札参加者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所を退場することができない。
- f 入札参加者が入札に関して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は開札場所外に退去させる。
- g 入札の回数は 1 回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
- h 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者が、その後の落札者決定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

5 落札者の決定

(1) 審査委員会の設置

市は、審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者等で構成する川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、自ら定める落札者決定基準に従って事業提案の審査を行う。審査委員会は、以下の7名の委員により構成される。（敬称略）

委員長	安登 利幸	（亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科 委員長）
委員	稲生 信男	（東洋大学 国際地域学部 教授）
委員	真鍋 雅史	（嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授）
委員	田中 延子	（淑徳大学 看護栄養学部 客員教授）
委員	湯澤 正信	（関東学院大学 建築・環境学部 学部長 教授）
委員	丹野 典和	（川崎市 教育委員会 教育環境整備推進室長）
委員	芹澤 成司	（川崎市 教育委員会 学校教育部長）

なお、入札参加者各社が、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、失格とする。

(2) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査により実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的な考え方、事業計画、設計・建設、維持管理、運営及び配慮事項の事業提案を審査委員会が総合的に評価する。各審査の概要は以下のとおりである。詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

ア 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は参加要件、資格等の要件等についての確認審査を行う。資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

イ 提案審査

(7) 基礎審査

市は、事業提案書に記載されている内容が、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、その要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

(4) 総合評価

審査委員会は、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容を評価し、提案等に

関する各評価項目について採点した得点と、提案価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のために市又は審査委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施する。

ア 実施時期 平成27年6月頃（予定）

イ 実施内容 実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、代表企業に連絡するものとする。

(4) 落札者の決定・公表

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

(5) 審査結果の通知及び公表

市は、落札者決定後、速やかに審査結果を入札参加者に文書にて通知する。また、PFI法第8条に規定する客観的評価については、審査委員会による審査結果とあわせて市ホームページに公表する。

なお、落札者（構成員又は協力会社のいずれかの者）が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6) 落札者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、入札参加者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

6 契約に関する事項

(1) 基本協定の概要

市と落札者（協力会社を除く。）は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項、特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

落札者（協力会社を除く。）は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに設立するものとする。なお、特別目的会社が給食センター内に事務所等を置き、これを使用する場合は、給食センターの市への引渡し後から維持管理・運営業務の期間中、市は特別目的会社に対して、無償にて給食センターの当該使用部分の貸付を行うものとする。

ア 落札者の構成員は、仮契約の締結前までに本事業を実施するＳＰＣを川崎市内に設立すること。ＳＰＣは会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社とする。

イ 落札者の構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

ウ ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 仮契約の締結

市は、落札者（協力会社を除く。）と事業契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容、金額、支払方法等を定め、平成27年8月上旬を目処に仮契約を締結するものとする。仮契約は、当該契約に関する議案が平成27年川崎市議会第4回定例会の議決を経た後に本契約となる。

なお、契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者（協力会社を除く。）の負担とする。

(4) その他

落札者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、落札者の構成員又は協力企業が、本入札説明書に入札参加資格として定める事項を満たさなくなった場合、参加資格を欠くことになった原因が本事業に関するものである場合には、市は落札者と契約を締結しない。参加資格を欠くことになった原因が本事業に関係しない場合には、市は、次のいずれかに該当するときは市と落札者は事業契約を締結でき、該当しない場合には事業契約を締結しないものとする。ただし、下記に該当する場合においても市は落札者と事業契約を締結しないこともある。

- ア 落札者が、入札参加資格として定める事項を満たさなくなった当該構成員又は協力企業に代わって、本入札説明書に定める入札参加資格を有する者を構成員又は協力企業として補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格を確認し、かつSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。
- イ 構成員又は協力企業が複数である落札者の場合で、入札参加資格要件として定める事項を満たさなくなった構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、本入札説明書に定めるすべての入札参加資格等を満たし、かつSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

7 事業実施に関する事項

(1) サービス購入料の支払い

市は、事業契約に基づき事業者が実施する給食センターの設計・建設業務に係る対価として「サービス購入料A（一括払い）」及び「サービス購入料B（割賦払い）」、開業準備業務に係る対価として「サービス購入料C（一括払い）」、維持管理・運営業務に係る対価として「サービス購入料D（固定料金）」及び「サービス購入料E（変動料金）」を支払う。

詳細については、事業契約書（案）を参照のこと。

(2) 保険

事業者等は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細については、事業契約書（案）を参照のこと。

ア 建設期間中の保険

事業者は、給食センターの建設にあたる者をして、建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

イ 開業準備期間中の保険

事業者は、開業準備期間において、第三者賠償責任保険に加入するとともに、必要な保険に加入すること。

ウ 維持管理・運営期間中の保険

事業者は、維持管理・運営開始から事業契約終了時までの全期間において、第三者賠償責任保険に加入すること。

(3) 市と事業者の責任分担に関する考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成13年1月22日。民間資金等活用事業推進委員会）及び契約に関するガイドライン（平成15年6月23日。民間資金等活用事業推進委員会）などを踏まえ、予想さ

れるリスク及び市と事業者の責任分担については、事業契約書（案）によるものとする。

なお、事業契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

(4) 土地、給食センターの使用等

事業者は、事業期間中において、本事業の用に供するために、市が所有する本施設の土地及び建物について、必要な範囲を無償で使用できるものとする。

(5) 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

(6) 業務の委託等

事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。

(7) 資格者の配置

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす資格取得者を給食センターに配置すること。

(8) モニタリング

市は、事業の実施状況について監視、測定、評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書（提案事項含む。）に規定された要求水準を達成しているかを確認する。本事業では、市が行うモニタリングを「モニタリング」といい、事業者自らが行うモニタリングを「セルフモニタリング」という。

なお、詳細は、事業契約書（案）を参照すること。

(9) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。ただし、今後、法令等の改正により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

(10) 財政上及び金融上の支援に関する事項

学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年文科施第 3 号）による交付金が、国から市に交付される見込みである。そのため、事業者は市が行う申請手続きの協力をを行うものとする。

なお、当該交付金については、設計・建設に係るサービス対価の一部として「サービス購入料A」に充てられる。

(11) その他事業実施に際して必要な事項

ア 金融機関と市との協議

市は、事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する予定である。

イ 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

8 提出書類

(1) 説明会等に参加する際の提出書類

入札説明書等に関する説明会及び現地確認への参加を希望する場合には、以下の書類を提出すること。

- ア 入札説明書等に関する説明会参加申込書 (様式 1 - 1)
- イ 現地確認参加申込書 (様式 1 - 2)

(2) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、簡潔にとりまとめて1部提出すること。

- ア 入札説明書等に関する質問書 (様式 2)

(3) 資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ア 参加表明書 (様式 3 - 1)
 - (ア) グループ構成員及び協力会社一覧表 (様式 3 - 2)
 - (イ) 事業実施体制 (様式 3 - 3)
 - (ウ) 委任状 (様式 3 - 4)

- イ 資格証明書 (様式 3 - 5)

構成員及び協力会社は、資格証明書及び以下の各書類（以下「資格審査書類」と総称する。）のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

書類名		提出対象者	様式
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計企業 工事監理企業	任意
B	3(1)ウ(ア)に定める設計の実績を証する書類（契約書の写し等）	設計企業 工事監理企業	様式 3 - 6
C	経営事項審査結果通知書の写し	建設企業	任意

書類名		提出対象者	様式
D	3(1)ウ(エ)bに定める業務遂行の実績を証する書類（契約書の写し等）	運営企業	様式 3-7
E	会社概要	構成員（代表企業含む。）及び協力会社全て	様式 3-8
F	誓約書	実績を証する書類を提出した者	様式 3-9

注) 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出すること。

(4) 資格審査通過後に参加を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、参加を辞退しようとする場合には、事業提案書提出期限までに、以下の書類を1部提出すること。

ア 参加辞退届 (様式4-1)

(5) 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類は、以下のとおりである。

ア 入札書

入札価格書は、入札価格内訳書とあわせて、1部提出すること。

- ・ 入札価格書 (様式5-1)
- ・ 入札価格内訳書 (様式5-2)
- ・ 入札条件及び要求水準に関する誓約書 (様式5-3)
- ・ 委任状（入札時） (様式5-4)

イ 事業提案書等

事業提案書等は、21部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）20部）提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・ 事業提案書 (様式6-1)
- ・ 事業提案書一覧表（図面を除く。） (様式6-2)

(7) 事業計画等提案書

- ・ 事業計画等提案書 表紙 (様式7-1)
- ・ 本事業の実施方針（基本的考え方） (様式7-2)

・事業体制	(様式7-3)
・事業計画	(様式7-4)
・資金調達計画	(様式7-5)
・サービス購入料設定の考え方	(様式7-6)
・事業収支計画に関する考え方	(様式7-7)
・資金管理計画	(様式7-8)
・リスク管理の考え方	(様式7-9)
・業務品質の確保の考え方	(様式7-10)
・本事業の特徴に対する考え方	(様式7-11)
・施設整備費計算書	(様式7-12)
・維持管理・運営費計算書	(様式7-13)
・長期修繕計算書(考え方含む。)	(様式7-14)
・備品等調達・更新費計算書	(様式7-15)
・サービス購入料支払い予定表(年度/四半期)	(様式7-16)
・事業収支計算書	(様式7-17)
・キャッシュフロー計算書	(様式7-18)
・関心表明書等	(様式任意)
(イ) 設計・建設業務提案書	
・設計・建設業務提案書 表紙	(様式8-1)
・施設計画の基本方針及び配置計画	(様式8-2)
・施設内部のゾーニング・平面計画・動線計画	(様式8-3)
・施設の利便性、快適性、安全性等	(様式8-4)
・調理設備計画、コンテナ・食器かご等調達計画、施設備品等調達計画	(様式8-5)
・施工計画	(様式8-6)
(ウ) 開業準備業務提案書	
・開業準備業務提案書 表紙	(様式9-1)
・開業準備業務計画	(様式9-2)
(エ) 維持管理業務提案書	
・維持管理業務提案書 表紙	(様式10-1)
・維持管理業務計画	(様式10-2)
・建築物、建築設備、附帯施設維持管理業務提案書	(様式10-3)
・調理設備、施設備品等維持管理業務提案書	(様式10-4)
・清掃・警備業務提案書	(様式10-5)

- (オ) 運営業務提案書
- ・運営業務提案書 表紙 (様式11-1)
 - ・運営業務の基本方針 (様式11-2)
 - ・調理業務 (様式11-3)
 - ・衛生管理業務 (様式11-4)
 - ・配送・回収業務 (様式11-5)
 - ・その他運営業務 (各種補助・支援業務、洗浄 等) (様式11-6)
- (カ) その他項目に関する提案書
- ・その他項目に関する提案書 表紙 (様式12-1)
 - ・地域経済への貢献 (様式12-2)
 - ・地域社会への貢献 (様式12-3)
 - ・環境への配慮 (様式12-4)
 - ・ライフサイクルコストの縮減 (様式12-5)
- (キ) 設計資料
- ・設計資料 表紙 (様式13-1)
 - ・調理設備リスト (様式13-2)
 - ・コンテナ・食器かご等リスト (様式13-3)
 - ・施設備品等リスト (様式13-4)
- (ク) 提案図面
- ・提案図面 表紙 (様式14-1)
 - ・設計概要 (様式任意)
 - ・構造概要 (様式任意)
 - ・建築設備 (機械・電気) 概要 (様式任意)
 - ・調理設備概要 (様式任意)
 - ・配置図 (動線も記入する) (様式任意)
 - ・各階平面図 (動線も記入する) (様式任意)
 - ・衛生区画図 (様式任意)
 - ・立面図 (4面) (様式任意)
 - ・断面図 (2面) (様式任意)
 - ・パース (鳥瞰図) (様式任意)
 - ・パース (エントランス外観) (様式任意)

9 その他

(1) 情報の提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページを通じて適宜行う。

(2) 苦情申立て

本手続における入札参加資格の確認その他の手続に関する、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)による苦情申立ては、川崎市政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申立てることができる。

(3) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用

市とSPCとの間で締結する事業契約は、川崎市契約条例第7条第1項に定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じた扱いとする。本事業の事業契約書には、特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じて、作業報酬の支払いについて、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める。

(4) 問合せ先

担当部署：川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

住 所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

電 話：044-200-2509

E-mail：88chukyu@city.kawasaki.jp

ホームページ：

<http://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-11-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

1 0 Summary

(1) Nature and quantity of services to be tendered:

Southern Kawasaki School Lunches Center Construction and Operation Project

(2) Time-limit for tender

Noon Friday, May 29th, 2015 (in-person)

5:00 pm Thursday, May 28th, 2015 (by registered-mail)

(3) Contact point for the notice:

School Lunch Promotion Office for Junior High Schools

Board of Education Secretariat

City of Kawasaki

10th Floor, Meiji Yasuda Seimei Kawasaki Building

6 Miyamoto-cho, Kawasaki Ward, Kawasaki City, Kanagawa 210-0004

Tel: 044-200-2509

Email: 88chukyu@city.kawasaki.jp

別紙 1 提案価格算定の前提とする将来提供給食数等について

1. 想定年間提供給食数について

提案の前提とする想定年間提供給食数は次の考え方にに基づき設定した。具体的な数値は、表 2 に示す通りである。

- ・事業期間を 5 年毎の 3 期に分割（平成 29～33 年：前期、平成 34～38 年：中期、平成 39～43 年：後期）し、5 年間は同一の提供給食数を前提とする。
- ・想定日当たり提供給食数（表 1）に各学校等の年間稼働日に乗じて算定される給食数を、想定年間提供給食数とする。（四半期毎の想定給食数は想定年間給食数を 4 等分（初年度は 3 等分）した数値を使用する。）
- ・年間稼働日は、187 日（平成 29 年度は 129 日）とする。
- ・想定年間提供給食数には、教職員分を含む。なお、表 2 に記載の想定提供給食数は、提案用の値であり、生徒数の増減や、長期休暇・行事開催等に伴い、提供給食数が変動する可能性があることに留意すること。

2. 想定クラス数について

提案の前提とする想定クラス数は、表 3 に示す通りである。

なお、表に記載のクラス数は、提案用の値であり、生徒数の増減や制度の変更等に伴い、今後クラス数が変動する可能性があることに留意すること。その際、事業者はクラス数の変動に応じ、柔軟に対応すること。

表1 想定日当たり提供給食数

年度	通常食	アレルギー食	合計
平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度	14,355食/日 教職員分を含む	145食/日	14,500食/日 教職員分を含む
平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度	13,860食/日 教職員分を含む	140食/日	14,000食/日 教職員分を含む
平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度	13,365食/日 教職員分を含む	135食/日	13,500食/日 教職員分を含む

表2 想定年間提供給食数

年度	通常食	アレルギー食	合計
平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度	2,684,385食/年 (H29のみ 1,851,795食/年)	27,115食/年 (H29のみ 18,705食/年)	2,711,500食/年 (H29のみ 1,870,500食/年)
平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度	2,591,820食/年	26,180食/年	2,618,000食/年
平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度	2,499,255食/年	25,245食/年	2,524,500食/年

表3 提案用クラス数

校名	クラス数
大師	23
南大師	13
川中島	22
桜本	8
臨港	16
田島	14
京町	11
渡田	13
富士見	24
川崎	14
川高附属	14
南河原	15
御幸	26
塚越	21
南加瀬	22
宮崎	28
宮前平	34
向丘	20
橘	28
東高津	16
有馬	23
菅生	17
合計	422

※数字は特別支援学級分を含む

別紙2 学校の現地確認の実施について

配膳室等の現地確認調査の実施日時及び注意点は次のとおり。

No	学校名	所在区	配送エリア	日時	3月9日(月)				3月10日(火)				3月11日(水)					
					A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	大師中学校	川崎	南	3月9日9:30～	■													
2	南大師中学校	川崎	南	3月9日11:00～		■												
3	川中島中学校	川崎	南	3月9日15:00～				■										
4	桜本中学校	川崎	南	3月9日13:30～			■											
5	臨港中学校	川崎	南	3月9日9:30～	●													
6	田島中学校	川崎	南	3月9日13:30～			●											
7	京町中学校	川崎	南	3月9日15:00～				●										
8	渡田中学校	川崎	南	3月9日11:00～		●												
9	富士見中学校	川崎	南	3月10日11:00～					■									
10	川崎中学校	川崎	南	3月10日13:30～						■								
11	川崎高附属中学校	川崎	南	3月10日9:30～					■									
12	南河原中学校	幸	南	3月10日15:00～								■						
13	御幸中学校	幸	南	3月10日9:30～					●									
14	塚越中学校	幸	南	3月10日11:00～					●									
15	南加瀬中学校	幸	南	3月10日13:30～						●								
16	橘中学校	高津	南	3月11日9:30～									■					
17	東高津中学校	高津	南	3月11日11:00～										■				
18	宮崎中学校	宮前	南	3月11日13:30～												■		
19	有馬中学校	宮前	南	3月11日15:00～														■
20	宮前平中学校	宮前	南	3月11日15:00～														●
21	向丘中学校	宮前	南	3月11日11:00～										●				
22	菅生中学校	宮前	南	3月11日13:30～												●		

【注意点】

- 1 事業者は、学校（原則正門）に指定日時に各自集合し、中学校給食推進室の職員の指示に従い整然と見学を行うこと。また、1事業者2名以内とする。
- 2 事業者は、各学校への交通手段については各自で確保するものとする。また、自動車の場合は、学校敷地内に乗り入れないこと。
- 3 指定日時以外の学校内見学はできないものとする。
- 4 見学対象は、配膳室内（整備予定箇所）までの配送経路とする。
- 5 学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- 6 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- 7 見学時に必要となるもの（腕章、名札、資料、上履き等）は、各自用意すること。
- 8 1校あたりの見学時間は最大1時間とする。
- 9 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、生徒個人が特定されるような撮影は行わないこと。また、撮影した写真等は本事業以外には使用しないこと。

川崎市財政局契約課

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業
(WTO案件)に係る入札参加資格審査申請(業者登録)について

標記の件について、別添の書類により入札参加資格審査申請をいたします。

なお、平成 27・28 年度川崎市競争入札参加資格につきましては、平成 27 年 4 月 1 日以降の
随時受付開始後に改めて申請し、登録手続を行います。

住所

電話番号

事業者名

連絡先

担当者名

記入例

平成 27 年 3 月 日

川崎市財政局契約課

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業
(WTO案件)に係る入札参加資格審査申請(業者登録)について

標記の件について、別添の書類により入札参加資格審査申請をいたします。
なお、平成 27・28 年度川崎市競争入札参加資格につきましては、平成 27 年 4 月 1 日以降の
随時受付開始後に改めて申請し、登録手続を行います。

住所 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話番号 044-200-2001

事業者名 川崎給食調理センター株式会社
代表取締役 川崎太郎

印

連絡先

担当者名